佐賀県告示第 291 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のと おり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和2年11月13日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

鳥栖市

- 2 都市計画事業の種類及び名称鳥栖基山都市計画下水道事業 鳥栖市公共下水道
- 3 事業施行期間昭和50年3月31日から令和5年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和50年佐賀県告示第201号、昭和57年佐賀県告示第209号、昭和61年佐賀県告示第475号、平成3年佐賀県告示第517号、平成4年佐賀県告示第375号、平成6年佐賀県告示第728号、平成8年佐賀県告示第382号、平成12年佐賀県告示第645号、平成15年佐賀県告示第123号、平成17年佐賀県告示第215号、平成20年佐賀県告示第198号、平成25年佐賀県告示第361号、平成29年佐賀県告示第6号及び平成30年佐賀県告示第272号の事業地のうち、鳥栖市真木町字今川地内における事業地を変更する。

(2) 使用の部分

昭和 50 年佐賀県告示第 201 号、昭和 57 年佐賀県告示第 209 号、昭和 61 年佐賀県告示第 475 号、平成 3 年佐賀県告示第 517 号、平成 4 年佐賀県告示第 375 号、平成 6 年佐賀県告示第 728 号、平成 8 年佐賀県告示第 382 号、平成 12 年佐賀県告示第 645 号、平成 15 年佐賀県告示第 123 号、平成 17

年佐賀県告示第 215 号、平成 20 年佐賀県告示第 198 号、平成 25 年佐賀県告示第 361 号、平成 29 年佐賀県告示第 6 号及び平成 30 年佐賀県告示第 272 号の事業地のうち、鳥栖市真木町字今川地内における事業地を変更する。